

「新しい戦前」と市民監視

～警察のDNAデータベースを巡って

弁護士川口創

はじめに～今日の「お題」

主催者から「DNAデータなどの情報管理と監視社会の問題と憲法9条の問題（戦争をする国家の問題）」とを結びつけて。

「DNAの話するだけじゃ、つまらないからダメだよ」とのご要望。

※「新しい戦前」のタイトルも、主催者のご指定です。

⇒テーマを与えられての大学院の論文を書くような気分で頑張ります。

私の引き出しの確認

1 自己紹介

①情報関係

～DNA型データ違憲訴訟（今日のメインテーマ）

⇒情報ネットワーク法学会会員。

②戦前の国家による管理関係

～原発避難者訴訟（だまっちゃんおれん原発事故人権訴訟愛知・岐阜）

弁護団として、この10月に電力と原発の歴史の書面（91頁）

作成提出。

⇒大学院（京大）で戦前の「電力の国家管理」を研究した経歴あり。

③憲法9条関係

～イラク派兵違憲判決（2008年）弁護団事務局長。

国民安保法制懇事務局長。

日弁連憲法問題対策本部

DNA型データ採取の現状

- DNA型データ採取は、現在、法律がない。「任意」捜査を装い採取。
- 先行訴訟（顔写真と指紋採取の違法性を追及した訴訟）の鑑識官に対する尋問で、「拒まれ
ことはほとんどない」と。また、鑑識官は、事件の内容自体は把握せず、回ってきた「被
疑者」から機械的にとっていることを認めている。
- 「任意、という説明はしていないことも自認。
- 採取したデータを警察庁でデータベース化。

■女性保育士の件

【提訴】2019年6月13日

【被告・国】

【請求の趣旨】

平成26年8月19日に愛知県天白警察署の警察官が撮影した写真、同日採取した指紋、DNA型データの抹消、慰謝料150万円

【事案の概要】

原告は保育士。犬猫の殺処分に対抗する思いで、犬猫を守る支援活動をしている。

平成26年5月27日、「きくちゃん」という犬が新里親に引き渡す際に逃げてしまい、他の協力者と合計3人で名古屋市内の瑞穂区、南区を中心にチラシを貼るなどして探し回った。

なかなか見つからなかったため、6月16日から18日にかけて、天白区内の電柱に、チラシ9枚を貼った。

26年7月初旬に天白警察から電話があり、『条例違反』とのことで出頭を求められ、7月10日、天白警察に出頭。

午前10時から15時まで取り調べ。午前中は、現場引き当て。9カ所で指さし写真撮影。

8月19日にも再度出頭。午前10時から15時まで取り調べ。

身上経歴について詳しく聞かれた後、おもむろに、「いまから写真撮ったり、DNAとかありますから」と言われ、鑑識の部屋に連れて行かれた。

鑑識の部屋に入るやいなや、任意であるとの説明もなく「はい、写真撮るからね。ここに立って」「次は指紋」「次はDNA」と、ベルトコンベアのように「作業」がされた。

DNAについては「DNA探っておくと、天災の時に身元判明につながるから」と言われただけで、採取に関する説明は一切なく、拒めるという説明も一切なかった。

【その後】

平成26年11月頃、天白警察に電話をし、削除を求めたが、返答なし。

【その他】

本件は、捜査後に、行き過ぎた捜査、として取り上げられ、モーニングバードでも取り上げられた。

2021/12/2

■ブラックバス釣りの20台男性の件

【提訴】2019年9月5日

【被告・国、愛知県】

【請求の趣旨】

対国 写真、指紋、DNAデータ抹消

慰謝料

対愛知県 慰謝料

【事案の概要】

原告は、20代男性。当時無職。趣味、ブラックバス釣り。

平成31年1月3日、愛知県あま市内の用水路において、ブラックバス釣りをしていたところ、警察官から呼び止められ、立ち入り禁止と言われ、職務質問開始。

警察官から「これは逮捕だな」と言われ、驚愕。

さらに「ここで逮捕された人がいる」とも言われる。

その後、応援の警察官3人到着。

現場で写真撮影をさせられた後、2台のバイクとパトカーに挟まれる形で自転車を運搬し、津島警察まで「連行」。

そこで、取り調べを受け、最後に、「指紋と顔写真とDNAとるから!」と言われ、鑑識の部屋に連れて行かれ、「はい、そこ立って」「次、そこで座って」とベルトコンベアのように顔写真と指紋を採られ、その後、DNA採取の方法の説明を受け、書面にサインをさせられた。任意で拒めるという説明は一切ない。

ひとこと「みんなからとってるから」と言われたのみである。

原告は、綿棒で頬の中の粘膜を取り、鑑識に綿棒を渡した。

鑑識室から出て行ける状況ではなかった。

【その後】

両親が当該警察官が勤務する派出所に確認に行ったが、軽犯罪法違反との説明のみ。

パニック障害を抱えている原告は、その後精神的に極めて不安定な状況に陥り、現在も通院している。

2021/12/2

資料3

DNA型データベースの運用状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年末 (累計)
登録件数(年間)	57,151	87,626	124,915	159,229	179,499	185,078	178,082	182,629	157,772	157,299	150,860	1,458,626
被疑者DNA型記録	47,637	77,804	113,754	148,458	169,474	171,590	166,500	170,072	145,895	148,475	141,122	1,413,040
遺留DNA型記録	9,514	9,822	11,161	10,771	10,025	10,173	8,620	8,835	8,886	7,523	7,194	31,407
変死者等DNA型記録	-	-	-	-	-	2,262	1,522	796	525	419	468	5,455
死体DNA型記録	-	-	-	-	-	508	388	157	119	101	112	1,241
特異行方不明者等DNA型記録	-	-	-	-	-	545	1,052	2,769	2,347	781	1,964	7,483

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年末 (累計)
抹消件数(年間)	5,723	8,660	15,652	23,017	17,298	25,077	28,310	15,349	13,826	12,309	14,325	189,422
被疑者DNA型記録	2,316	4,995	8,989	13,313	9,969	14,297	20,757	2,319	2,599	2,824	2,581	86,714
(うち死亡確認)	128	248	484	833	1,091	1,352	2,159	2,185	2,491	2,728	2,303	
(うち必要がなくなったとき)	2,188	4,747	8,505	12,480	8,878	12,945	18,598	134	108	96	278	
遺留DNA型記録	3,407	3,665	6,663	9,704	7,329	10,748	7,353	12,781	10,956	9,173	10,161	100,061
変死者等DNA型記録	-	-	-	-	-	18	98	125	94	129	98	562
死体DNA型記録	-	-	-	-	-	4	20	20	23	24	26	117
特異行方不明者等DNA型記録	-	-	-	-	-	10	82	104	154	159	1,459	1,968

資料1

○ 指紋記録等の登録件数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年末 (総数)
指紋記録	232,210	221,299	202,758	182,174	173,743	169,106	158,074	154,174	147,139	143,168	134,216	11,354,219
掌紋記録	257,528	242,694	221,718	199,950	189,849	182,774	171,266	166,756	157,837	151,971	143,019	6,242,098
遺留指紋記録	41,199	39,406	37,331	35,028	30,197	29,243	26,572	25,939	23,176	22,576	20,106	342,705
遺留掌紋記録	19,309	19,705	18,838	17,164	14,358	13,189	12,359	11,580	10,457	9,191	7,466	94,301
身元不明死体指紋	1,664	6,441	1,689	10,735	11,899	11,795	10,397	10,277	9,839	5,027	4,294	9,233

※1 現場指紋のうち、協力者指紋に該当しないもので被疑者が遺留したと認められるものについて遺留指紋記録として登録し、現場掌紋のうち、協力者掌紋に該当しないもので被疑者が遺留したと認められるものについて遺留掌紋記録として登録している。

※2 協力者指紋及び協力者掌紋は、登録していない。

※3 変死者等指紋又は変死者等掌紋のうち、照会の結果、身元の確認に至らなかったものを、身元不明死体指紋又は身元不明死体掌紋として登録している。

※4 身元不明死体指紋及び身元不明死体掌紋の登録期間は、原則として登録後1年間である。

※5 身元不明死体掌紋の登録件数は、システム上算出することができない。なお、身元不明死体掌紋の令和2年末の登録総数は、423である。

○ 処分結果記録等の登録件数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年末 (総数)
処分結果記録	467,524	431,827	434,470	379,309	366,811	366,598	366,727	340,567	327,518	296,675	278,827	8,384,668

※1 平成19年以降、処分結果資料の送付は受けていない。

※2 処分結果資料の令和2年末の総数は、4,422,459である(手集計)。

○ 指紋記録の抹消件数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年末 (総数)
抹消件数	12,358	11,794	13,113	9,230	20,160	14,053	15,196	15,571	16,715	17,544	16,444	197,244
うち死亡したとき	6,899	6,884	8,542	5,264	16,317	10,517	11,756	12,039	13,432	14,319	13,102	135,223
保管する必要がなくなったとき	5,469	4,910	4,571	3,966	3,843	3,536	3,440	3,532	3,283	3,225	3,342	62,021

資料 2

○ 被疑者写真記録の登録件数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年末 (総数)
被疑者写真記録	524,469	493,851	479,488	446,965	440,653	417,971	408,231	386,088	386,299	358,794	341,862	11,708,695

○ 被疑者写真記録の抹消件数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年末 (総数)
抹消件数	10,033	11,634	14,311	15,943	17,790	19,626	18,296	20,941	23,083	24,242	24,667	264,146
うち死亡したとき	9,345	11,144	13,059	15,035	16,963	18,731	17,089	19,465	21,371	22,075	22,340	236,649
保管する必要がなくなったとき	688	490	1,252	908	827	895	1,207	1,476	1,712	2,167	2,327	27,497

2021/12/2

DNAデータベースは、令和2年12月末145万8626件に上っていることが判明（最新情報です）。うち、141万3040件が「被疑者DNA型」です。

軽微な事件でも積極的に採取されていることが伺え、原状からすれば、採取のために、軽微な取り調べを積極的に行う、逆転現象が生じているのではないかと。

2021/12/2

DNAデータ管理の法的根拠の欠落

- 国は、根拠としては刑訴法197条1項本文と国家公安委員会規則を示すのみ。
- 規則によれば、すべて採取した情報は警察庁に送信することになっている。
- 保管の目的については「各記録を警察庁に送信し、データベース化するとともに、都道府県警察からの照会の結果を都道府県警察に還元することで、犯罪捜査に資する情報を提供することにより、結果として、被疑者の同一性特定、余罪捜査等犯罪捜査に資する」としている。
- また、「検挙された事件自体の軽重や、不起訴処分等当該被疑者の処分結果の如何に関わらず、犯罪捜査に活用できる可能性は個別に検討されるものであるから、当該被疑者の処分結果（※不起訴処分）等は、各記録の保管の必要性の有無に直結するものではない。」としている。
- 各規則においては、「削除」の要件は、「死亡」と「必要がなくなったとき」と書かれているのみで、不起訴となっても「必要がなくなった」とは判断しないと、上記のように回答し、適切に保管しており、問題ない、という主張である。

2021/12/2

憲法上の問題点

- 情報自己決定権⇒尊厳の問題+ビッグデータ社会の中で重視
- 監視社会の問題⇒「政権に従順な市民」たることの強要⇒民主主義の基盤の問題
- 強制処分法定主義+憲法41条の問題⇒刑事弁護人の怠慢の面も。
- 市民社会への警察の不当介入（証拠採取のための捜査、という逆転）

2021/12/2

「国民監視」の歯止めなき拡大の一例

DNA型データシステムは、国民監視の歯止めなき拡大の一例に過ぎない。

顔認証システム

⇒アメリカの現状について。

第2 戦前の国家管理 ～ある革新官僚を通して

- 1 「革新官僚」のリーダー「奥村喜和男」の登場
- 2 国家総動員法と戦争と電力の国家管理の実現⇒経済と国民生活の統制
- 3 内閣情報局の設置と奥村の「活躍」⇒国民の思想の統制
- 4 明確な国家の「戦争遂行」目的
そして、戦争遂行に反対する「非国民」を選別し、監視し、弾圧した。
- 5 国家が情報を収集し、管理するには、「国家」の「目的」がある。

アメリカの顔認証システムと市民の攻防

アメリカの現状を少しご報告します。

なぜ、国家は情報を収集・管理するか

国家は、その国家の目的、意図を持った存在である。

国家権力の目的、意図に反する動きは、押さえ込むというのが権力の常。

「民主主義社会」との装いがあっても、あくまで国家の意思に反しない範囲での「多様な意見」の許容に過ぎない。民主主義試写会が脆弱になっていけば、国家が許容する「意見」はどんどん狭まっていく。

たとえば、戦争をする、という時には、戦争に反対する動き、意見、は徹底的に封じていく。

思想信条のみならず、経済政策も含めた国家の管理が行われていく。



1936年の「日本評論」

1 「革新官僚」のリーダー「奥村喜和男」

1900年 福岡にて出生

1925年 帝大卒、通信省入省。

1935年 内閣調査局設立時に調査官に。革新官僚の代表格に。軍部とも協調。

電力国家管理法案策定（電力を国家の管理下に）

「戦争を遂行していくためにはその準備が不可欠」（奥村）

1937年 企画院創設、調査員に。

国家総動員法策定

1941年 東条内閣の内閣情報局 次長就任。

戦時下の言論統制、経済統制牽引。

戦後、公職追放。

1952年衆院選立候補、落選。

国家が「戦争をする」目的を明確にしたとき

「日本は発展過程として先手には戦争がある。戦争のためには戦争準備をしなければならぬ。戦争準備を怠つて居つて戦争になれば国力は疲弊する。そこで戦争準備の体制として電力のやうなものから、国家的に再編しなければならぬ」

⇒民間の電力会社（多いときには800社以上日本にはありました）を国策会社である「日本発送電」に。

⇒「戦争準備のため」と近衛内閣、国家総動員法と同時に制定。

その後、奥村は、東条内閣時に内閣情報局次長として、放送事業の統制など。

⇒経済統制と国民統制、思想統制は一体。

2021年の日本の位置

- 1 警察による国民の情報収集はほぼ無限定（国際的にダントツにひどい）
DNA、防カメ、カード情報等
情報入手において、何の「容疑」かは限定されていない。
⇒国家の意思に反する人物の「選別」と「監視」は日常的になされている。
- 2 国家管理を受けた電力会社と国家との一体化は紆余曲折を経て現在も。
⇒原発推進という「国家の意思」に反する国民の選別と監視、そして弾圧へ。
- 3 核武装の声や台湾有事に対する武力行使の声が公然と。
戦争反対、核兵器反対は、国家の意思に反するとして、選別と監視の対象に。
- 4 時代錯誤の反共偏見の拡大と共産党排除の世論誘導。

国家は国民を「選別」し「管理」する

国家は、国民を「選別」し、「監視」し、「分断」し、時に「排除」する。

日本は、この20年間で、完全に選別と監視と分断が進んだ。

新自由主義政策の強力な推進により、働くことについても、非正規の拡大等により、国民の選別と分断が進み、貧困が拡大した。

生きること自体についても、差別、ヘイトの扇動と同時に、生活保護に対する「レッテル」等、命の選別。

国は治安維持のために「国民」「監視」を強化する、というスパイラル。

いま、瀬戸際である。

自由
民主主義
個人の尊厳
平和
の瀬戸際である。